

緊急時対応マニュアル

—火災・災害、救急・入退院、在宅編—
＜施設・在宅版＞

社会福祉法人 **愛知育児院**

緊急時対応マニュアル（火災・災害編）

<施設版>

<火災が起きた場合>

[非常通報装置の機能について]

- | |
|--|
| <p>A 火災が発生し「自動火災報知器」が作動したときには、火災現場確認後「非常通報装置」非常ボタンを押せば、自動的に火災の発生を 119 番（消防署）に通報します。
この場合、消防署からの呼び返し信号を待ち、119 番（消防署）と緊急通話します。</p> <p>B 非常通報装置の取扱い方法は、訓練時に必ず確認して下さい。</p> |
|--|

[火災報知器が作動した場合]

(1)出火場所の確認

- ◎自動火災報知器（事務室）の受信盤又は副受信盤（宿直室）により、出火場所を確認する。
- ※夜間の場合、夜勤者・宿直者全員が集合し、火元確認、消防通報、館内放送、初期消火、避難誘導を役割分担し速やかに行動する。

(2)現場の確認

- ◎出火場所に行って現場の状況を確認する。
 - ①出火場所、その状況（どこで、何が燃えているか。）
 - ②初期消火が可能か、緊急避難の必要があるか。
 - ③付近に危険物（燃料、酸素等）はないか。
- ◎初期消火が可能と判断した場合は、消火器又は室内消火栓により初期消火を行う。
- ◎初期消火が不可能な場合は、その場で火災を大声で知らせ、非常放送装置設置場所（事務室、GF からの出火であれば宿直室でも可能）に向かう。
- ◎誤報であった場合は、火災報知器及び誘導装置の復旧をした後、非常放送装置にて誤報であったことを知らせる。（自動）

(3)消防署への火災通報

- ◎非常通報装置（事務室または宿直室）により、消防署へ火災を通報。消防署からの逆信の通話に応答し、火災の状況を正確に通報する（受話器は持たずに通話）。

<消防署との応答例>

通報者	非常通報装置のボタンを押す。
消防	「消防です。火事ですか。」
通報者	「火事です。すぐに来て下さい。」
消防	「燃えている所はどこですか。」
通報者	「〇〇〇の〇〇〇が燃えています。」
消防	「逃げ遅れている人はいませんか。」
通報者	「避難誘導中です。逃げ遅れは今のところ分かりません。」
消防	「分かりました。すぐに行きます。」

(4)避難誘導非常放送（事務室及びデイ相談室（保育園含む））

◎非常放送により、避難誘導放送を3回行い、同時に非常サイレンを鳴らし続ける。

<避難誘導放送の内容例>

- A ただ今〇階〇〇で、火災が発生しました。
初期消火は不可能です。周囲の状況を見て、居室の出入口を閉め、職員の指示に従い至急避難して下さい。
- B ただ今〇階〇〇で、火災が発生しました。
延焼の恐れがあります。〇階の人は直ちに△△△を通過して□□に避難して下さい。
××付近は危険です。通らないで下さい。

(5)出火場所近くの避難誘導に向かう。

◎自力で避難出来ない利用者は、まず出火区域以外の場所、又はテラス・「▽しるし」のある突入窓周辺に一時避難させる。

（消防隊が到着して、二次誘導を行う。）

◎自力避難が困難な利用者の移動は、状況によっては毛布・シーツなどに乗せて引っ張る等の移送手段の工夫をする。（安全で速やかに避難誘導することを第一課題とする。）

◎避難誘導の優先順位は基本的にまず出火場所に近い居室から行い、火や煙の回り具合で、どこを優先するかを判断する。

※避難誘導時は、延焼を避けるため窓等は閉めること。

※火災時は、内線電話は使用しない。非常放送にて即座に職員・利用者に状況を伝え指示を出す。

※火災時は、エレベーターは使用禁止。

(6)消防隊への情報提供

◎消防隊が到着したら、他の事に優先して消防隊の責任者に状況を報告する。

<報告例>

- | | |
|-----------|--|
| A 出火場所 | 「〇階〇〇です。」 |
| B 利用者等の状況 | 「〇階に自力避難困難者〇〇名、自力避難可能者〇〇名、〇階に自力避難困難者〇〇名、自力避難可能者〇〇名がいます。」 |
| C 避難の状況 | 「〇の利用者は〇〇に一時避難しています。」 |

(7)負傷者等の応急処置・介護

◎消防隊到着後は、その指示に従い、負傷者等の応急処置・介護にあたる。

(8)関係者への報告と応援要請

◎消防署への通報、初期消火、避難誘導と平行して、管理者経由で副施設長又は施設長へ報告する。その後、緊急連絡網を通して職員へ連絡し応援を要請する。（具体的な指示は施設長より）また、家族に対しても利用者の安否について速やかに報告する。

<地震が起きた場合>

(1)出火の防止に努める。

◎火気を使用している設備器具の使用をすべて停止すると共に、ガス・ボイラー等の運転停止と安全確認を行う。

(2)初期消火活動

- ◎館内に火災が発生した場合は全力をあげて初期消火にあたる。
(以降、火災を発見した場合に準ずる。)

(3)情報収集を行う。

- ◎利用者の安否の確認（EV 内部を忘れず確認）、館内設備や破損状況等の確認を行うと共に、倒れた家具等危険物を撤去する。また、負傷者がいる場合は、負傷者等の応急処置・介護にあたる。
- ◎周辺火災の発生状況を把握し、館内への延焼危険の有無について、状況を把握する。
- ◎ラジオ、関係防災機関（消防署、区役所等）からの情報を積極的に収集し、状況把握すると共に非常放送により伝達する。
- ◎特に異常が無ければ、館内放送にて安全であることを伝える。（震度3以上）

<放送例>

「ただいま〇〇を震源とする震度〇の地震がありました。館内を点検した結果、特に異常はありませんでしたのでご安心ください。」
繰り返し余震がある場合には・・・
「余震が続いておりますので、安全のため移動は避けるとともに、エレベーターに使用は控えるようお願いいたします。」

(4)避難誘導活動

- ◎誘導者は冷静に対応し、利用者のパニック防止に全力をあげる。
- ◎火災の発生がなく、他地区の状況が確認されない場合は、あわてて非難誘導せず、情報の収集を行う。
- ◎誘導の開始は、施設内の火災が発生した場合、直ちに開始する。

(5)関係者への報告と応援要請

- ◎情報を収集した後、管理者経由で副施設長または施設長へ報告する。その後、緊急連絡網を通して職員へ連絡し、応援を要請する。（具体的な指示は施設長より）
また、家族に対しても利用者の安否について速やかに報告する。

(6)介護体制の確保

- ◎被害が大きく数日間臨時態勢になる場合、管理者経由で副施設長または施設長の指示の下、利用者の安全・生活を最優先し、緊急的に出勤可能な職員によるシフトを組み介護にあたる。
- ◎災害時の食事については、業者による食材の供給若しくはライフラインの遮断により調理困難な場合は、非常食による対応を実施する。
- ◎業務内容については、利用者に説明したうえで状況に応じた対応を行う。
- ◎職員の出勤については、出勤可能な交通手段により出勤し、その費用は施設負担とする。
- ◎状況の判断は、施設長または副施設長、管理者、生活相談員、主任により判断する。

<台風・大雪・水害が発生した場合>

(1)情報収集を行う。

- ◎ラジオ、関係防災機関（消防署、区役所等）からの情報を積極的に収集し、状況を把握すると共に非常放送により伝達する。
- ◎施設の周囲の状況を把握する。

◎施設内外の危険物を確認し、除去又は収納し、安全を確保する。

(2)関係者への報告と応援要請

◎情報を収集した後、管理者経由で副施設長または施設長へ報告する。

また家族に対しても必要に応じ利用者の安否について速やかに報告する。

(3)介護体制の確保

◎総合的に状況を確認した後、事業の中止及び介護体制及び内容の検討を行う。前日に状況が把握できているようであれば、臨時的にシフトを組み直し体制を整える。必要であれば、施設内に宿泊することも念頭に置く。当日発生した場合も同様に対応する。

※ディサービスについては、暴風雨警報、大雪警報については事業の中止及び送迎時間の変更を実施する。(サービス提供前については朝7時の時点で判断)

◎判断する体制、食事を含む介護内容、出勤体制は地震時に準ずる。

災害緊急時の対応及び連絡体制

<在宅版>

- 管理者が各担当者に担当利用者様の安否確認を行うよう指示をする
 - 各担当者が担当利用者様に安否確認の電話を入れる
 - 安否確認終了後管理者に報告電話を入れる
 - 管理者が施設長(担当理事)に報告の電話を入れる
- ※ 利用者様の安否確認が取れない際は、利用者様の緊急連絡先（家族や知人など）に電話を入れ、安否確認が取れない旨を報告する

南山の郷

居宅介護支援事業所・デイサービスセンター
地域密着型複合施設みなみやま

災害緊急時対応体制

